

令和元年

第1回市議会臨時会 議案第3号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月21日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第2項および第3項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の6および第19条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の基礎賦課限度額を改定し、および国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため